

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）（中間案））

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	<p>（3）子どもの朝食の摂取に関する支援について具体的な推進方策として食育の推進と記載されていますが、食育という概念の中に子どもの朝食の摂取に関する支援が含まれると思いますので、食育の推進としての具体的な推進方策として子どもの朝食の摂取に関する支援とした方が分かりやすいのではないかと考えました。</p>	<p>御意見を踏まえ、「② 食育の推進」の記載を以下のとおり修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健やかな発育・発達を支えるとともに、<u>朝食の摂取を含めた</u>、望ましい食習慣や生活習慣の形成を図るため、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進します。 	B（一部反映）
2	<p>いわての子どもの貧困対策推進計画では重点施策である教育の支援の具体的な取り組み（生活困窮世帯等への学習支援）の箇所が大学生が学習支援に関わるということが記載されていますが、今回の中間案の教育の支援の具体的な取り組み全体をみて、大学生等が関わるということが無くなったように思いました。大学生等との交流のいい機会になると思いますし、何より子どもの学習意欲や勉強の質の向上につながる可能性があると思いますので、可能であれば大学生や専門学生などの学生を何かしらの取り組みに関わるようにすることがいいのではないかと考えました。</p>	<p>前期計画においては、「重点施策Ⅰ 教育の支援」のうち「5 生活困窮世帯等への学習支援」において、「また、児童相談所が支援する子どものうち、不登校児に対して、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等を派遣し、心のふれ合いを通じた健全育成を図ります。」としていました。</p> <p>この取組は、子どもに対する相談支援に関するものであることから、今回の計画案では「重点施策Ⅰ 教育の支援」の「（3）子どもの学校生活等に関する支援」のうち「① 相談体制の充実」に位置づけ、同様の取組を盛り込んでいます。</p> <p>なお、計画案において学習支援の場の充実の取組として盛り込んでいる公営塾に、大学生が講師として参加するなど、地域の子どもの貧困対策の取組に学生が参画している例も多くありますので、今後とも積極的に御協力いただきたいと思いますと考えております。</p>	C（趣旨同一）

3	<p>本計画は、「貧困対策」という一語にしばられすぎており、2020年5月時点において岩手県内で水面下で静かに進行している「ゲーム中毒」「SNSによる個人抹殺連鎖のルーティン化」の問題には一切目を向けていません。この点で、「貧しくかわいそうな子ども」のイメージによりかかりすぎており、SNSとゲームチャット内の会話において「加害者にも被害者にも一瞬にして入れ替わる厳しい現実」の中でしか生きられない子どもの日常と、結果として親子の会話すら無意味化して不可能と成っている現状の把握と対策が皆無です。したがって本計画は白紙に戻し、ゼロベースから構築すべきと考えます。</p>	<p>本計画は、岩手県子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項に基づく子どもの貧困対策についての計画として策定するものですので、御理解願います。</p>	F（その他）
4	<p>平常時でさえ、支援制度の周知がなされていない中、コロナ禍で、さらに必要な支援が届かなくなると考える。多様な相談支援ニーズに対応するためにも、ワンストップセンターの設置を強く切望する。学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとあるが、今の学校の現状を考えると、専門的知識不足やマンパワーの不足等、十分に機能できる状態ではないように思う。</p> <p>相談窓口の一本化が、情報共有を可能にし、問題解決へのアプローチが容易になると考える。早急に岩手県として、ワンストップセンターの設置に取り組むべきである。</p>	<p>岩手県子どもの生活実態調査では、特に母子家庭において、公的支援施策の周知が行き届いていないことや、公的相談窓口が十分に活用されていないことが明らかとなったところです。</p> <p>そこで、本計画においては、ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、サポートセンターを設置し、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進することとしています。</p>	C（趣旨同一）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。